

## 入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

この度公告する「愛知用水総合管理所図書整理棚外購入」の主な内容は、以下のとおりです。(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

### 一. 業務内容等について

- ①件名 愛知用水総合管理所図書整理棚外購入
- ②納入期限 平成24年3月28日
- ③納入場所 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25  
独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所1階
- ④業務内容 壁面固定棚、収納棚、会議室テーブル等の納入及び設置

### 二. 競争に参加するための資格について

- ①水資源機構の競争参加資格 「物品等の製造又は販売(卸売・小売)」の業種区分の「事務用品、事務機器、家具(販売)」の認定を受けており、かつ、営業品目の「書架」、「棚」、「キャビネット」又は「机・椅子」に登録していること。
- ②地域要件 競争参加のための要件としていません。
- ③企業の履行実績 競争参加のための要件としていません。
- ④技術者の経歴 競争参加のための要件としていません。
- ⑤その他欠格要件に該当しないこと。

### 三. 入札・開札までのスケジュールについて

- ①入札説明書、仕様書等の配布期間 平成24年1月25日～平成24年2月9日
- ②競争参加資格申請書及び資料の提出期限 平成24年2月9日
- ③入札書提出期間 (郵送)平成24年2月15日～平成24年2月24日  
(持参)平成24年2月23日から開札の日時まで。
- ④開札 平成24年2月27日 10時00分  
(入札に参加される場合は、当日開札に立ち会うことができます)

### 四. その他

本件に関し、入札説明書等の交付を希望される方は、FAXにて「件名及び入札説明書等交付希望」の旨を記載いただき、下記までご請求ください。

[本件に関する問い合わせ先]

独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 総務課 中嶋

TEL: 0561-39-5460

FAX: 0561-39-5464

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月25日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
愛知用水総合管理所長 小酒井 徹

### 1. 業務概要

- (1) 件名 愛知用水総合管理所図書整理棚外購入
- (2) 数量 別紙入札説明書による。
- (3) 納入場所 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25  
独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所1階
- (4) 納入期限 平成24年3月28日
- (5) その他 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - ② 独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）が発注した業務のうち、本入札公告の日から過去2年以内に当機構が発注した物品及び役務の調達に係る契約において、次のいずれかに該当したと認められた者。
    - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
    - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
    - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
    - (D) 検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた者。
    - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
    - (F) (A)から(E)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
  - ③ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
  - ④ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者。
- (2) 当機構における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、「物品等製造又は販売（卸売・小売）」の業種区分の「事務用品・事務機器、家具（販売）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「書架」、「棚」、「キャビネット」又は「机・椅子」に登録していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続

開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、「会社更生法に基づく更正手続開始決定を受けた者等の一般競争(指名競争)参加資格の取扱いについて」(平成17年9月2日付け17財契第307号、17技第73号)に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、本公告時に当該資格の認定を受けていない者も3.(3)の一般競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (3) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部署

〒470-0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25  
独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 総務課 中嶋  
電話 0561-39-5460 FAX 0561-39-5464

#### (2) 入札説明書の交付期間等

- ① 交付方法： 別途指定するホームページからのダウンロードによる。

なお、入札説明書等の交付を希望する場合は、会社名・会社住所・担当者名・連絡先(電話番号・FAX番号)、「愛知用水総合管理所図書整理棚外購入の入札説明書等の交付を希望」の旨を明記した文書(書式自由)を上記(1)まで電送することとし、文書の着信を電話により行うこと。なお、電送した文書の着信を確認する期間は、下記②交付期間のうち、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1条に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時10分から13時00分までを除く。)

- ② 交付期間： 平成24年1月25日(水)から平成24年2月9日(木)まで。
- ③ 交付費用： 無料とする。

#### (3) 申請書の提出期間等

- ① 提出期間： 平成24年1月25日(水)から平成24年2月9日(木)まで。ただし、持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時10分から13時00分までを除く。)の間。
- ② 提出場所： 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法： 上記(1)の場所に持参又は郵送等(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時及び場所

- ① 提出方法： 入札書は持参又は郵送（一般書留、簡易書留その他配達記録が残る方法に限る。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間： 郵送による場合は、平成24年2月15日(水)から平成24年2月24日(金)までに当機構が指定した郵便局（東郷白鳥郵便局）に到着した入札書に限り有効とする。  
持参による場合は、平成24年2月23日(木)から開札の日時まで。ただし、開札日以外は行政機関の休日を除く、9時00分から17時00分まで（12時10分から13時00分までを除く。）の間。
- ③ 提出先： i) 持参による場合は、上記(1)に同じ。ただし、開札の日時に立会いの上提出する場合は、下記⑤の開札場所。  
ii) 郵送による場合は、東郷白鳥郵便局留。
- ④ 開札日時： 平成24年2月27日(月) 10時00分
- ⑤ 開札場所： 独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 2階会議室

(5) 入札執行回数

入札執行回数は、1回とする。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 資料のヒアリングは原則として行わない。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (8) 独立行政法人の契約に係る情報の公表  
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。
- (9) 詳細は入札説明書による。